

～生活習慣病予防健診の拡充を機に～

付加健診をプラスして一歩進んだ健康管理



付加健診とは？

生活習慣病予防健診（一般健診）に腹部超音波検査、眼底検査、肺機能検査などを追加できる検査です。

（一般健診にプラスすることで人間ドック並みにグレードアップさせることができます。）



令和6年4月
スタート

付加健診の **対象年齢拡大!!**

令和6年度 からの対象年齢

令和5年度までの対象年齢

40歳、50歳



追加

40歳、50歳

+

45歳、55歳、60歳、65歳、70歳

■各事業所様で利用されている健診について比較してみましょう。
一言に、「健診」といっても、次の表のような違いがあります。

令和6年度から対象年齢拡大!

内 容	健診種類 定期健康診断 (事業者健診) (常時使用されている労働者)	生活習慣病予防健診		一般的な人間ドック (任意)
		一般健診 (35歳以上の被保険者)	プラス付加健診 (40歳、50歳)	
労働安全衛生法上の定期健診項目 (事業者健診)	○	○	—	○
大腸がん検診	×	○		○
胃がん検診	×	○		○
腹部超音波検査	×	×		○
眼底検査	×	×	○	○
肺機能検査	×	×	○	○
詳細な血液検査 (I) (血小板数、血液像、総ビリルビン、LDHなど)	×	×	○	○ (健診機関によって異なります)
詳細な血液検査 (II) (CRPなどの免疫検査、血小板凝集能・HbA1c・ コリンエステラーゼ・MCVなど貧血検査)	×	×	×	○ (健診機関によって異なります)
自己負担額	約8,000円～10,000円程度	最高 5,282円	最高 2,689円	約30,000～50,000円程度
		最高 7,971円		
備考		※協会けんぽの補助があります。 (補助がない場合の費用) 一般健診+付加健診=約29,000円		※一般的な検査項目及び費用。 ※健診機関によって検査項目や金額は 異なります。

● ● ● 事業主・事業所ご担当者様へ ● ● ●

従業員の健康は会社の財産です。健診制度の拡充を機に、制度を有効活用して従業員の皆様の健康管理をさらに充実させてみてはいかがでしょうか？[健診時の有給休暇制度の導入など](#)、福利厚生を拡充してもいいかもしれませんね！

例えば令和6年度から

従業員のみならず

付加健診
対象年齢



32歳



48歳



40歳



42歳



51歳



55歳

付加健診対象年齢の方をピックアップ。その対象者の方は生活習慣病予防健診（一般健診）と付加健診を受診。

※人間ドック相当の健診になり、費用は約 8,000 円程度で大変お得です。(定期健康診断費用と同程度の負担)

※付加健診の対象年齢以外の従業員の方は、例年どおり定期健康診断（事業者健診）や生活習慣病予防健診（一般健診）をご利用ください。

生活習慣病予防健診は協会と委託契約を締結した健診機関での受診となります。令和5年度の健診機関一覧はこちら→

